

奈良県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西川 清勝	葛城市足田一一三
〃	宮崎 勝康	〃 五〇〇―三
〃	西川 佳嗣	〃 五二三・五二四
〃	西川 和男	〃 一〇八
〃	吉川 元清	〃 六三三―二
〃	山本 檣征	〃 四八八
〃	酒井 亮	〃 二一一―三
〃	土庫 裕司	〃 二四一―四
監事	宮崎 孝治	〃 五二七―四
〃	村田 浩明	〃 五〇五
〃	吉村 明	〃 三七九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西川 裕弘	葛城市足田五一八
〃	赤井 勉	〃 一八三―二
〃	石井 克榮	〃 五四四―三
〃	木村 末夫	〃 一〇四―二
〃	瀬山 利行	〃 五一六―一
〃	吉川 隆重	〃 二四
〃	吉村 正博	〃 三六九―七
〃	山本 勝美	〃 四〇七―二
監事	西川 清勝	〃 一一三
〃	吉川 元清	〃 六三三―二
〃	野平 松雄	〃 二七八―六